

会員就業心得

第1 総則

公益社団法人小金井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員は、就業に当たってはセンター定款第3条に定めるセンターの目的を理解し、就業上において留意すべき事項については就業規約によるほか、この心得の定めるところによる。

第2 就業上遵守すべき事項

- 1 健康で自発的に働く旺盛な意欲と、就業を通じて活力ある地域社会づくりに寄与することの認識を常に保持して、会員としての自覚をもつ。
- 2 常に就業上必要な技能の向上に努める。
- 3 仕事は、誠実に履行するよう努め、自己の遂行した仕事については責任をもつ。
- 4 自己の能力、健康状態を常にチェックし、センター及び同僚に迷惑をかけるない。
- 5 互いに人格、経験、能力を尊重し合い、共働・共助の実をあげる。
- 6 会員の安全就業基準を遵守し、安全就業に努める。

第3 就業の事前に留意すべき事項

- 1 就業に当たっては、事前に事務局からよく作業内容（契約内容）の説明を受け、実際の作業が説明と異なる場合は、必ず事務局へ連絡する。
- 2 作業の手順、仕方などの細部については、事前に十分発注者と相談して、その意向を尊重する。
- 3 必要に応じて事前に、自ら就業現場に出向いて見聞し、作業環境上の問題の有無を確認する。
- 4 前各項に基づき、予め自ら就業の作業計画を立て、準備すべき器材等について検討する。

第4 就業上留意すべき事項

- 1 発注者と受注又は作業条件等について、直接交渉は行わない。
また受託金（配分金等）は、直接発注者から受け取らない。
- 2 危険と思われる仕事に当たった場合は、リーダー、センター、就業先（発注者）と十分協議のうえ、事故防止に努める。
- 3 服装・履物については、別に指定された場合のほか、就業に適したものを

着用する。

- 4 所定の始業・終業時間を遵守する。止むを得ない理由により、これらの時間を守れない場合及び所定の就業ができなくなった場合は、リーダーまたはセンターに届ける。
- 5 就業先の作業規則、安全規則等を遵守する。
- 6 就業会員が、事故（交通事故を含む。）又は病気にかかったときは、直ちに、リーダー又はセンターに連絡するとともに、応急の措置をとる。
- 7 会員証は、就業の際常時携帯し、発注者との初対面や就業時には、これを提示して会員であることを明らかにする。
- 8 就業中は、就業報告書用紙（任意の様式、以下「就業報告書」という。）を原則携帯する。
- 9 契約内容を逸脱したり、発注者の意向に沿わない就業等により、発注者から苦情を受けたり、センターの信用を失することのないよう十分留意する。
- 10 就業時、知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないよう十分留意する。
特に家庭内の仕事に従事する場合は、家庭内の私事や批判を口外しないよう厳に慎む。
- 11 就業先等の施設の利用者に対しては、言語・応接態度に留意し、親切・丁寧を旨とする。
- 12 就業中は、たとえ少量なりとも飲酒をしてはならない。また、酒気を帯びての就業も禁ずる。
- 13 発注者からの酒食のもてなし及び心付けは、辞退する。

第5 就業終了後の留意すべき事項

- 1 使用器具類等は、整備し員数を確認のうえ、所定の場所に格納する。
- 2 就業現場の清掃及び整理整頓に心がける。
- 3 原則として毎日、就業報告書に就業時間ほか所定の事項を記入し押印のうえ、必要に応じて発注者の確認印を受け、就業終了又は就業報告書提出締め切り日までにセンターに報告する。

第6 仕事別就業グループ（共同作業）の場合の留意すべき事項

- 1 就業会員中からリーダーを互選する。必要に応じてサブリーダーを置くことができる。
- 2 リーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携等について配慮し、発注者との打ち合わせ等についてセンターに協力する。

- 3 就業会員は、リーダーの指導、助言に従い、仕事の遂行について相互に助け合い協力する。
- 4 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力する。
- 5 仕事別就業グループ（共同作業）の運営に阻害となるような言動は、厳に慎む。

第7 健康管理上の留意すべき事項

- 1 常に健康の維持管理に努め、健康診査は進んで受ける。
- 2 年齢、体調、体力、就業能力等を過信しない。
- 3 常に疲労が蓄積しないように休養を十分とるよう心掛ける。
- 4 就労困難を自覚したときは、速やかに自己申告するよう心掛ける。
- 5 健康に関する家族、第三者の意見も十分傾聴し、判断を誤らないよう心掛ける。

第8 その他

会員は、この心得及び会員の安全就業基準に準拠して、別途作成された各仕事別就業マニュアルを遵守する。

附 則

この心得は、平成8年12月24日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この心得は、令和4年7月26日から施行する。